

「修繕費」と「資本的支出」の判断基準

設備に不備が生じて改修した場合、性能が上がったと判断されれば「資本的支出」とされる可能性がある。「修繕費」との違いは何か。その目的について考える。

税理士
柴田尚之

修繕費（あるいは補修費、改良費など）として「その事業年度の経費として落とせるか」「減価償却の対象になるか」は、税務調査でしばしば問題となり、会社側との見解が分かれるところだ。

否認されないためには、どんな点に気をつけるべきか。具体的な対策についてみていきたいと思います。

調査はこうして行なわれる

修繕費に関する調査は、帳簿などに記載されていない売上除外や棚卸除外を見つけることよりも、調査としては簡単になります。

それは、会社が保管している帳簿や資料などの原始証拠類をもとに検討を行なうため、本来存在す

図表1 修繕費に関する一般的な調査手順

- (1) 請求書などから修繕内容を把握
- (2) 稟議書などからの検討
- (3) 現場の担当者へ直接質問
- (4) 修繕現場に臨場
- (5) 反面調査の実施

べきもの（保存されているべきもの）から調査するからです。万一、あるべき書類がなければ問題外で、まず不正や否認につながるでしょう。

修繕費に関する一般的な調査手順は、図表1のようになります。

(1) 請求書などから修繕内容を把握
修理・改良をした業者からの見積書、請求書、契約書などに記載されている作業内容をチェックし、資本的支出に該当するもの（つまり、翌期以降の経費となるもの）がないかを調査します。

その際、見積書、請求書などが改ざんされたり、差し替えられたものでないかどうかという点についても検討が行なわれます。

(2) 稟議書などからの検討
修繕費のうち、金額が多額になるものは、事前に稟議書による承認を得たり、予算措置が講ぜられたりするものが多くあります。

したがって、この稟議書、予算書などから、その修繕内容を検討する場合もあります。

(3) 現場の担当者へ直接質問
実際に修繕を担当した部署の人と直接会って、「修繕を行なった場所」「具体的な作業内容」「作業期間」「修繕費とした理由」などについて質問調査を行ないます。

現場の人に直接質問をすることにより、経理担当者の知らなかった事実が明らかになる場合も結構あるからです。

(4) 修繕現場に臨場
見積書や稟議書などから作業内容を把握するとともに、調査担当者自らがその修理・改良が行なわれた場所にもむき、実際の状態を確認する場合もあります。

(5) 反面調査の実施
①④のような調査をしてもまだ不審点が残るようであれば、修繕をした業者に対して「反面調査」を行ないます。

この反面調査によって得た事実と調査対象法人で把握した事実を比較検討して、処理の妥当性を確認するわけです。

調査の結果、修繕費として計上されているものなかに「その資産の使用可能期間を延長させたり、性能や価値を高めるような支出があった場合」は、修繕費の否認につながる可能性があります（図

表2。

たとえば、倉庫や事務室を改造するなど建物の用途変更を行なった際の費用は、その建物の価値を高めるための支出であるとして資本的支出に該当します。また、集中生産を行なう目的で、機械・装置を移設するために要した費用なども資本的支出となります。

税務調査によって、修繕費として処理した費用が資本的支出であると判断されれば、多くの金額は、その事業年度の損金としては否認され、翌事業年度以降に計上すべきものとなります。

修繕費を否認されないために

修繕費とした費用を否認されないための対策としては、次のようなものが考えられます。

(1) 修繕費と資本的支出を区分する
経理担当者がまず行なうべきことは、修繕費と資本的支出を正確に区分することです。

それは、単に感覚で区分するのではなく、1つの修繕工事が「耐用年数の延長、価値や効用を高めるもの」なのか、あるいは「通常の維持管理、原状回復を行なうもの」なのか、資料や修繕担当者の

話などをもとに検討します。

また、見積書や請求書などにひとまとめに記載されている修繕工事も、修理・改良・仕様変更など、その内容を細分化すれば、それぞれが資本的支出や修繕費に区分される場合もあります。

資料や書類ごとの単位ではなく、個々の作業内容によって判断が必要な場合もありますので、十分に注意してください。

(2) 修繕箇所を確認する
経理担当者は、修繕費と資本的支出の区分を、契約書や見積書など書類のみで判断しがちです。し

かし、税務調査官は修繕箇所を現物確認して、その処理の妥当性を検討するケースが多々あります。

したがって、経理担当者もできるかぎり修繕箇所を実際に目で見て、状況を把握しておきましょう。

工場が本社から離れた場所にあるなど、現物確認が困難な場合には、修繕担当者に詳細を聴くなどして、できるだけ書類上のみの判断を避けるべきです。

(3) 修繕関連の資料を保管する
税務調査では、修繕費と資本的支出の区分について、必ず質問されます。その支出を修繕費とした

図表2 税務調査の結果判明した代表的な例

- 〔仮装・隠ぺい行為による不正計算の場合〕**
- *否認された金額は、重加算税の対象となるので要注意
 - ①架空の修繕費を計上して海外資金をねん出し、工作費に充てていた
 - ②代表者の自宅改修にかかる費用を、見積書、請求書などの改ざんにより、事業所の修繕費とした
 - ③事業年度末には修繕工事が完了していないにもかかわらず、工事業者に依頼して修繕にかかる工事検収書の日付を改ざんし、その事業年度の修繕費として計上した
- 〔修繕によって性能や価値が高まった場合〕**
- *資本的支出の場合、その多くの金額は翌事業年度以降の損金に計上
 - ④建物のスチールサッシをアルミサッシに取り替えたにもかかわらず、その取替費用全額を修繕費とした
 - ⑤中古建物を購入し、事業の用に供する際に行なった防水工事、壁の塗替え、傷んだ床面部分の補修に要した費用を修繕費とした
 - ⑥倉庫を事務所に改装した費用を修繕費とした
 - ⑦集中生産のために機械装置の移設費用を修繕費とした

参考法令：法人税法施行令132条、法人税基本通達7-3-12、7-5-1(3)、7-8-1、7-8-2

しばた なおゆき 1958年愛知県生まれ。国税専門官として多くの税務調査に携わり、2007年独立。現在、税務から労務まで中小企業を幅広くサポートしている。http://www.shibata-office.jp/